

### 株式移転にかかる割当ての内容の算定根拠等

みずほ証券は、市場株価基準法、類似公開会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法、過去事例プレミアム分析および貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	評価手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価基準法	1.10 ~ 1.13
②	類似公開会社比較法	0.84 ~ 1.11
③	ディスカунテッド・キャッシュフロー法	0.65 ~ 1.13
④	過去事例プレミアム分析	1.01 ~ 1.11
⑤	貢献度分析	0.78 ~ 1.23

なお、市場株価基準法については、株式移転比率発表日の前営業日である2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っておりません。みずほ証券の株式移転比率算定は、2009年10月29日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

J.P. モルガンは、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について公開情報に基づく類似会社比較分析及び新日石から J.P. モルガンに対して提出された両社の経営陣によりそれぞれ作成された各社の財務予測に基づくDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法を主とするSOTP（サム・オブ・ザ・パーツ）法による算定を行いました。各手法により、以下の株式移転比率の算定レンジが示されました。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の両社の終値平均株価を算定の基礎としております。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	1. 10 ~ 1. 13
②	類似企業比較法	0. 88 ~ 1. 12
③	S O T P法	0. 89 ~ 1. 04

また、J.P. モルガンは2009年10月29日付で、以下の前提条件その他の一定の条件のもとに、本株式移転における株式移転比率が新日石の普通株式の株主にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書の新日石の取締役会に提出しております。当該意見表明書は、新日石の取締役会による本株式移転の評価に関連して、かかる評価を目的として新日石の取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、新日石の株主が本株式移転その他の事項に関しいかなる議決権行使を行うべきかについて、新日石の株主に対して何ら推奨を行うものではありません。

J.P. モルガンは、当該意見表明及びその基礎となる株式移転比率算定を行うにあたり、公開情報、新日石若しくは新日鉱から提供を受けた情報又は新日石若しくは新日鉱と協議した情報及び J.P. モルガンが検討の対象とした、又は J.P. モルガンのために検討されたその他の情報の一切について、独自にその検証を行うことなく（又は独自にその検証を行う責任を負うことなく）、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かかる正確性及び完全性に依拠しております。J.P. モルガンは、いかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提出も受けておりません。更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での新日石及び新日鉱の信用力についての評価も行っておりません。J.P. モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた新日石及び新日鉱の経営陣による将来の事業パフォーマンスや財務状況についての意見表明日時点で考えられる最善の積算と判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P. モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P. モルガンの当該算定及び意見表明は、必然的に、2009年10月29日付現在で J.P. モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定及び意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果及び意見表明が影響を受けることがありますが、J.P. モルガンはその算定結果及び意見を修正、変更又は再確認する義務は負いません。当該意見表明書は、本株式移転における株式移転比率が新日石の普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、新日石の他の種類の有価証券の所有者、債権者、その他の構成員にとって本株式移転が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式移転を実行するという新日石の決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P. モルガンは、将来における新日石普通株式又は新日鉱普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J.P. モルガンより、その算定及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、(注1)の記載をご参照下さい。

野村證券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおり

です。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	評価手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	1.10 ~ 1.13
②	類似会社比較法	1.05 ~ 1.24
③	DCF法	0.82 ~ 1.09

なお、市場株価平均法については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式移転比率算定は、2009年10月29日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

UBSは、下記で言及される意見書の作成に関連して、市場株価比率分析およびDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）分析による算定を行いました。当該算定の結果は下記のとおりであり、それぞれ、新日鉱の普通株式1株あたりの価値に対する新日石の普通株式1株あたりの価値の比率を表示しています。

分析手法	算定比率レンジ
市場株価比率分析	1.103 ~ 1.129
DCF分析	1.067 ~ 1.147

市場株価比率分析については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の両社の普通株式の株価終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の普通株式の株価終値の平均値に基づき算定されています。DCF分析については、本株式移転により生じる潜在的シナジーは考慮されておりません。

新日鉱の取締役会は、2009年10月30日付で、当該日付時点において、また意見書に記載された様々な前提条件、考慮した事項および制約に基づき、本株式移転に係る株式移転比率が新日鉱の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書をUBSより取得しております。なお、当該意見書は、UBSが権限を付与した委員会の承認を得て提出されております。意見書の作成にあた

り、UBSは、新日鉱の同意を得た上で、意見書の作成のためにUBSに提供され、またはUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておらず、また、新日鉱もしくは新日石の資産または負債（偶発的か否かを問わず）について独自の評価あるいは鑑定を行っておりません。UBSの分析のために利用することを新日鉱が指示した、新日鉱と新日石が提供した財務予測と見積もりについて、UBSは、新日鉱の指示に従って、新日鉱および新日石の将来的な業績に関して新日鉱の経営陣が現時点での最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成した各社の財務予測と見積もりであることを前提としています。UBSの意見は、2009年10月30日時点で有効な経済、金融、市場およびその他の状況、ならびに当該日付時点でUBSが入手可能な情報に基づいています。当該意見書には、UBSの分析および意見に関する多くの前提条件と免責事項が含まれており、その詳細は下記の（注2）に記載されています。なお、UBSは、新日鉱またはその取締役会に対して特定の株式移転比率を推奨してはならず、また、特定の株式移転比率を唯一の適切な株式移転比率であると述べることもしておりません。UBSは、本株式移転の公表後における新日鉱の株式の取引価格、もしくは本株式移転に従い発行される統合持株会社の株式の価値またはそのいかなる時点の取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、新日鉱および新日石の財務上および事業上の特性により、価値評価を目的として両社の財務数値を他の類似企業および類似取引における財務数値と比較し分析することには限界があることに鑑み、意見を述べるにあたり、主として上記に言及したDCF分析に依拠しております。UBSは、2009年10月30日以降に生じるいかなる事情、変化または事由によっても、その意見または分析を更新、改訂または再確認する責任を負うものではありません。

UBSは、本株式移転に関する新日鉱のリード・ファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その一部は既に支払われており、大部分は本株式移転が新日鉱および新日石それぞれの株主総会で承認されることを条件としております）を新日鉱から受領する予定です。また、UBSおよびその関係会社は、過去において、新日鉱に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。

メリルリンチは、新日鉱および新日石の市場株価の動向および業績の内容や予想等を勘案し、市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）分析による評価を下記に言及される意見書の作成の過程において実施し、新日鉱の取締役会は、メリルリンチより2009年10月30日付にて、株式移転比率算定書の提出を受けました。なお、新日鉱の取締役会は、メリルリンチより2009年10月30日付にて、以下の前提条件その他同意意見書記載の一定の条件のもとに、本件株式移転に係る株式移転比率が新日鉱株主（新日石およびその関係会社を除く。）にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。また、かかる株式移転比率の算定を行ったメリルリンチから、分析および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております（その詳細は、（注2）の記載をご参照下さい。）。市場株価分析については、(1) 2009年10月23日（以下、「基準日①」）を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2) 両社の統合に関する基本合意がなされた2008年12月4日の前営業日の2008年12月3日（以下、「基準日②」）を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。DCF分析については、新日鉱から提供された各社のスタンド・アローンベースの財務予測が算定の基礎とされました。メリルリンチが新日鉱および新日石の株主価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる株主価値の算定結果に基づく株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、新日鉱の普通株式

1株に対して統合持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる統合持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。)

採用手法		株式移転比率の評価レンジ
①-1	市場株価分析（基準日①）	1.10 ～ 1.12
①-2	市場株価分析（基準日②）	1.17 ～ 1.37
②	DCF分析	1.06 ～ 1.24

なお、メリルリンチは、当該意見書の提出およびその基礎となる株式移転比率算定書に記載される株式移転比率評価レンジの分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報および公開情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性および完全性に依拠しており、かつ個別の資産・負債・設備について鑑定、評価を行っておりません。また両社の事業、収益、キャッシュ・フロー、資産、負債および事業計画等の見通し、並びに本件株式移転から生じることが予想される費用削減および関連費用の額およびそれらの発生する時期並びにシナジー効果に関する情報については、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ新日鉱の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチの当該意見書および株式移転比率算定書は2009年10月30日現在の情報と経済条件を前提としたものであり、メリルリンチは、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その意見または分析を更新し、改訂または再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチは、本件株式移転に関し、新日鉱の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、新日鉱からその全額が本件株式移転契約書の締結を条件として手数料を受領致します。なお、本件においてメリルリンチは本件株式移転の条件の交渉について参加することは求められておらず、また行っていません。また、メリルリンチは当該意見書の基礎となる株式移転比率算定書及び当該意見書の提出を除き、本件株式移転に関連してサービスまたはアドバイスの提供は求められておらず、また行っていません。

大和証券SMB Cは、市場株価法およびDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法による算定を行いました。各分析手法による算定結果は下記のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して統合持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に対して割り当てる統合持株会社の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の出来高加重平均株価を採用いたしました。

採用手法		株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	1.08 ～ 1.10
②	DCF法	0.97 ～ 1.10

大和証券SMB Cは、新日鉱の取締役会に対して2009年10月30日付で株式移転比率に関する算定書を提出しております。また、大和証券SMB Cは、新日鉱の取締役会に対して2009年10月30日付で、（注2）の前提条件その他一定の前提条件のもとに株式移転比率が新日鉱の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を提出しております。当該意見書には大和証券SMB Cの分析および意見に関する多くの前提条件と免責事項が含まれております。その詳細については下記の（注2）をご参照下さい。

(注1)

J.P. モルガンは、本株式移転及び本契約により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、及び本契約に規定されたとおりに実行されること、並びに本契約の最終版が J.P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J.P. モルガンは、本契約及び関連する契約で新日石及び新日鉱が行った表明保証が、J.P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに新日石が本契約又は関連する契約に規定された、J.P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P. モルガンは、意見表明に関する全ての法的事項について、カウンセルの助言に依拠しております。J.P. モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については新日石のアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P. モルガンは、本株式移転の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、新日石若しくは新日鉱又は本株式移転の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

新日石から J.P. モルガンに対して提出された新日石及び新日鉱の各財務予測は、それぞれ新日石及び新日鉱の経営陣により作成されました。新日石及び新日鉱のいずれも、J.P. モルガンによる本株式移転の分析に関連して J.P. モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておりません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に關係する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P. モルガンは、本株式移転のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又は当該関係者の階級に対する本株式移転における株式移転比率に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P. モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P. モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J.P. モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらす恐れがあります。J.P. モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因が J.P. モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P. モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P. モルガンが使用した予想及び J.P. モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあります。）。さらに、J.P. モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したものではなく、それらを意味するものでもありません。上記分析に比較対象として検討されたいかなる会社も、新日石若しくは新日鉱又は両社の事業部門若しくは子会社と同一ではありません。但し、選択された会社は、J.P. モルガンの分析の目的上、（場合により）新日石又は新日鉱と類似すると考えられる運営及び事業に従事する公開会社である

ことから選択されたものです。J. P. モルガンの分析は、新日石又は新日鉱との比較対象とされた会社の財務及び運営上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴います。J. P. モルガンによるS O T P分析のために用いられた事業セグメントは、各社の日本の財務情報開示を目的として作成されたセグメント情報又は米国会計基準のセグメント情報とは必ずしも一致しません。

当該意見表明書を作成するにあたり、J. P. モルガンは、新日石全体若しくはその一部と他社との統合又はその他の代替取引について、新日鉱以外に対して関心を示すよう勧誘する権限を与えられておらず、かつ勧誘をしておりません。

J. P. モルガンは本株式移転に関して、新日石のファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として新日石から報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式移転が実行された場合にのみ発生します。更に、新日石は、J. P. モルガンに対して、カウンスルの報酬及び支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務から J. P. モルガンに生じ得る一定の責任について J. P. モルガンに補償することに同意しています。当該意見表明書の日付までの2年間において、J. P. モルガン及びその関係会社は、新日石及びその関係会社のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行い、J. P. モルガン及びその関係会社は通常の報酬を受領しました。当該期間中、J. P. モルガンは、2008年の九州石油株式会社の買収に関し新日石のファイナンシャル・アドバイザーを務め、また現在は大阪製油所の一部の売却に関し新日石のファイナンシャル・アドバイザーに任命されております。更に、J. P. モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として新日石から通常の報酬又はその他の金銭的利益を受領しております。J. P. モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、新日石又は新日鉱の債券又は持分証券の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J. P. モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

(注2)

UBS、メリルリンチ、大和証券SMB Cの各社（以下、「新日鉱アドバイザー」。）が提出した評価分析および意見書は、本株式移転に係る株式移転比率の評価に関して新日鉱の取締役会が利用する目的のみのために作成されたもので、他のいかなる目的のためにも利用、または依拠されてはなりません。

意見書の作成は主観的な判断を伴う複雑な過程であり、その一部の抽出や要約説明は必ずしも適切ではありません。新日鉱アドバイザーの各分析は、財務上および事業上の特性その他かかる分析に影響を与える要因に関する複雑な考察および判断を必然的に伴います。各新日鉱アドバイザーは、各々の意見書の作成過程において、各分析および考慮した要因それぞれの重要性と関連性についての定性的判断を行いました。そのため、各新日鉱アドバイザーは、各分析が全体として考慮される必要があり、各分析と要因のすべてまたは分析についての説明的記述を考慮することなしに、それらの特定部分のみを選択的に抽出した場合、あるいは表書式に示されている情報に関心を集中させた場合、当該分析と意見の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあると考えています。各新日鉱アドバイザーは、新日鉱、新日石、業界の業績、規制上の環境、業務一般、経済・市場・金融環境およびその他の事項について多くの前提を置いており、それらのうちの多くが新日鉱にとって制御不能であり、且つ複雑な方法論と専門的な判断の適用を要するものです。事業や有価証券の経済的価値に関する分析は鑑定ではなく、事業、会社または有価証券が実際に売却される場合の現在あるいは将来の価格を示すものではなく、それらの価格は当該分析で示されたものとは著しく異なる可能性があります。従って、これらの分析や評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

各新日鉱アドバイザーは、各々が分析を実施し意見書を提出するために提供され検討された新日鉱および新日石に関する情報につき、新日鉱の同意を得た上で、かつ独自の検証を行うことなく、その全ての重要な点において正確且つ完全であることを前提とし、これらの完全性と正確性に依拠しております。また、新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱の同意を得た上で、新日鉱または新日石の資産または負債（偶発的か否かを問わず）についての独自の評価または鑑定、あるいは建物や施設の実地検分も行っておらず、破産、支払不能または類似の事項に係る日本あるいは外国のいかなる法律の下でも新日鉱や新日石の支払能力や公正価値についての評価を行っていません。新日鉱または新日石に属するガス、石油の鉱（採掘）区または鉱石鉱（採掘）区の埋蔵量および生産量の推定に関して、新日鉱アドバイザーはガス、石油、鉱石埋蔵物の技術的な評価または査定についての専門家ではないため、新日鉱の経営陣によって新日鉱アドバイザーに提供された推定に依拠しており、それらについて独自の検証は行っていません。新日鉱と新日石が作成し、新日鉱アドバイザーがその分析の目的のために使用するよう指示された財務予測と見積もり（新日鉱の経営陣の見解に基づき修正されたものを含む）について、各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の指示に従って、それらが新日鉱および新日石の将来的な財務業績に関して新日鉱の経営陣が現時点での最善の予測および判断に基づいて合理的に作成した各社の財務予測と見積もりであることを前提としています。さらに各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の承認を得て、当該財務予測が想定された時間軸と金額により達成されることを前提としています。各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の同意を得て、(ア)最終的に署名される本契約の内容は、検討された草稿と重要な点において異なるものではないこと、(イ)本契約の当事者は本契約の全ての重要な条件に従うこと、(ウ)本株式移転は、本契約の各条件や条項の重要な点について悪影響を与えるようないかなる権利放棄や修正もなされることなく、本契約の条件に従って実行されること、(エ)本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局、その他の同意や許認可が取得され、これらの取得により新日鉱、新日石、持株会社または

本株式移転が不利な影響を受けるものではないこと、(オ)本株式移転は日本の所得税および法人税の目的上、非課税の組織再編に適格であることを前提としています。各新日鉱アドバイザーの意見書は、その日付時点で有効な経済、金融、市場およびその他の状況、ならびに各意見書の日付時点で当該アドバイザーが入手可能な情報に基づいています。

新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を与えられておらず、また過去に勧誘した事実もありません。

新日鉱は、本業務により生じる一定の責任について新日鉱アドバイザーに対し補償することに合意しています。新日鉱アドバイザーは、過去において、財務アドバイザー・サービスおよび金融サービスを新日鉱および／または新日石に提供しており、その対価として手数料を受領し、また将来受領する可能性があります。また、通常の業務において、新日鉱アドバイザーと新日鉱アドバイザーの関係会社は、新日鉱、新日石または両社の関連会社とのデリバティブ取引や商品取引、さらに新日鉱または新日石の株式その他の有価証券の自己勘定取引および顧客勘定取引を行っており、従って、随時当該証券についてのロング・ポジションまたはショート・ポジションを持つ可能性があります。UBS、メリルリンチ、大和証券SMBCの各意見書は、各アドバイザーによって権限を与えられた委員会によって承認されています。

新日鉱アドバイザーが提出した評価分析および各意見書のいずれも、新日鉱による本株式移転実施の意思決定に関して、新日鉱が選択しうる他の事業戦略や取引と比較した上での是非について言及するのではなく、また本株式移転やその他のいかなる関係事項に関しても、新日鉱の株主がどのように議決権を行使すべきか（あるいは反対株主がその買取請求権を行使すべきか）の推奨を行うものではありません。新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱の普通株式の保有者以外の、他種証券の保有者、債権者またはその他の新日鉱の利害関係者にとっての公正性その他考慮すべきいかなる事項についても言及することを求められておらず、各評価分析や各意見書においても言及していません。さらに新日鉱アドバイザーはいずれも、株式移転比率との関連において本株式移転当事者の役員、取締役または従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる、あるいはこれらの者によって受取られる予定のいかなる報酬の額や性質の公正性に関して意見を表明するものではありません。加えて新日鉱アドバイザーは、各意見書の中で明示された限りにおける株式移転比率に関する意見以外に、本株式移転関係書類や当該取引の方法についてのいかなる条件にも意見を表明してはしません。新日鉱アドバイザーはいずれも、各評価分析または意見書において、本株式移転の公表または実施後の新日鉱、新日石、または統合持株会社の株式の取引価格について意見を表明してはしません。